

高知地方最低賃金審議会 議事録

高知労働局

第53期 第8回

開催年月日 令和4年5月25日

開催場所 高知労働局 別館会議室(301)

出席委員数	議題	1	今後の審議会の運営について
公益代表	5名	2	その他
労働者代表	5名		
使用者代表	4名		

次回本審開催予定日 令和4年6月28日

[開会] 午前9時35分

会長 それでは、ただ今から、第53期第8回高知地方最低賃金審議会を開催いたします。

開催にあたりまして、中村高知労働局長からご挨拶があります。  
お願いします。

局長 ただ今ご紹介賜りました中村でございます。

よろしくお願いいたします。

委員の皆様方には大変お忙しい中、本審議会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日ごろから高知労働局の行政運営につきまして、格別のご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年度から新たに公益代表委員として上村委員にご就任いただきました。  
よろしくお願いいたします。

そのほかの委員につきましては、昨年度から引き続きということですが、今年度もご審議のほどよろしくお願いいたします。

さて、高知県内の景気動向ですが、日銀高知支店が5月18日に発表しました高知県金融経済概況によりますと、「高知県の景気は、足踏み状態を脱しつつある。」とあります。

一方、雇用失業情勢をみますと、令和4年3月の有効求人倍率は、1.16倍となっております。これは16か月連続して1倍台で推移しているという状況にあります。

基調判断としては、「一部に弱さがみられるものの、改善の動きがみられ

る。新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に注視する必要がある。」  
としたところです。

最低賃金に関しましては、昨年度でございますが、令和3年6月18日に  
閣議決定されました「経済財政運営と改革の基本方針2021」におきまし  
て、「感染症下でも最低賃金を引き上げてきた諸外国の取り組みも参考にし  
て、感染症拡大前に我が国で引き上げてきた実績を踏まえて、地域間格差に  
も配慮しながら、より早期に全国加重平均1000円とすることを目指し、  
本年度の引き上げに取り組む。」とされまして、昨年度は中賃で全国一律で  
28円の目安が示されたところでございます。

今年度の動きは、今後見えてくる状況ではありますが、今後の最低賃金に  
かかる動きに十分配慮いただきながら、今年度の最低賃金の改定について、  
ご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

これから梅雨を迎え、また梅雨明けには暑い日々が続きます。

その暑い時期での審議となりますので、皆様にはお身体には十分気を付け  
ていただき、併せて熱心なご審議を改めてお願いし、私からの挨拶とさせて  
いただきます。どうぞよろしくお願いたします。

〔運営小委員会の設置について〕

会 長            それでは、本日の議事の(1)「今後の審議会の運営について」に入ります。  
す。

審議会運営規程第3条には、「会長は、審議会の議決により特定の議案に  
ついて事実の調査をし、又は細目にわたる審議を行うため、委員を指名して  
小委員会を設けることができる。」とされており、例年、今後の運営日程の  
調整については、運営小委員会を設けて協議しているところです。

昨年も第1回審議会で、年度当初に当年度の審議会運営の基本的な事項を  
検討する運営小委員会を設けることの承認を受けています。

今年度についても運営小委員会を設けることとして、早速ですが本日本審  
議会終了後に引き続き開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

異議なし

会 長            異議がないということですので、承認されました。  
それでは、本日の審議会終了後、運営小委員会を開催します。

会 長            この運営小委員会は、従来から公労使各側2名で構成しております。  
公益は、私と西森委員で担当したいと思います。  
労側は担当はどなたにいたしますか。

市川委員 私、市川と白木委員が担当します。

会 長 使側はどうなりますか。

野村委員 私と白山委員が担当します。

会 長 了解いたしました。引き続き出席をお願いします。

なお、運営小委員会につきましては、事業場視察の対象の事業場名等を審議の際に具体的に団体名や個人名が出てくる可能性がありますので、非公開ということにしたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

異議なし

会 長 異議がないということなので、運営小委員会は非公開とします。

〔今後の審議日程について〕

会 長 高知県最低賃金審議会の今後の審議日程につきましては、資料4として、昨年度、令和3年度の「審議会・専門部会・運営小委員会等の審議状況」を添付しております。

令和3年度の審議状況と今年度の日程について事務局から説明をお願いします。

賃金室長 資料4をご覧ください。

昨年度の審議状況ですけれども、5月25日に今回と同じく今後の審議会の運営についての審議会を開催し、中賃の目安の取扱い等について審議をしていただいております。

続きまして、第2回の本審は6月25日に行われまして、高知県最低賃金改正決定についての諮問が行われております。

そして、7月29日に全員協議会において改正に係る意見聴取を行い、同日の本審で中賃の目安についての伝達を行っております。

また、同日地域専門部会の第1回目を開きまして、部会長、部会長代理の選出の審議をしていただいております。

それから、8月に入りまして、高知県最低賃金の改正審議の第2回から第6回を開きまして、全部で6回の地域専門部会を開いております。

8月6日に結審して、同日開催の第4回本審で結果報告を行っております。

そして、8月24日に、異議の申立てを受けて審議を行い、同日、電子と貨物の必要性の審議の諮問が行われております。

それから、9月10日に、貨物と電子の必要性の有無について審議が行われております。

9月29日に、9月10日に行われた特別小委員会の報告が行われております。

本年の3月に最後の本審が開かれまして、特定最低賃金の金額改正の意向確認が行われております。

なお、本年度においては、8月5日に結審し、そのまま手続きが進んだ場合は、10月1日が発効日となります。

以上です。

会 長           ただ今の事務局の説明について、ご質問、ご意見がありましたらお願いします。

片山委員       今年の中賃の目安の公表がいつというのは、大体予定はわかっていますでしょうか。

局 長           それはまだわかりません。  
中賃の審議状況によって変わってきますので、そこは、状況をみながらになります。今の段階ではこの時期というのは判りません。  
近くなりましたら、委員の皆様には共有させていただきます。

野村委員       それに関して、7月27日までずれ込むということが経団連のほうから連絡がありました。  
そのために、本審の日程がずれたと思います。

局 長           我々はその情報を持っていませんので、また我々のほうも情報を取りながら調整させていただければと思います。

会 長           それでは、ただ今の事務局の説明や昨年度の審議状況を参考にして、本日の審議会終了後に開催する運営小委員会で審議日程を検討することとしたいと思います。よろしいでしょうか。

異議なし

〔次回の審議日程について〕

会 長            それでは、そのようにいたします。

次に、次回の第9回審議会において、高知労働局長からの高知県最低賃金改正決定についての諮問が行われる予定です。

事務局の日程調整の結果、6月28日(火)の午前10時から本審の開催でこの会議室としています。

よろしく申し上げます。

この、第9回審議会の会議の公開についてですが、特に非公開とする理由はないと考えますがいかがでしょうか。

異議なし

会 長            異議がないということですので、次回第9回審議会は公開とします。

〔運営規程、公開要綱について〕

会 長            続いて、本審議会の「運営規程」についてです。

これについて事務局から説明をお願いします。

賃金室長        資料3に「運営規程」、資料3-2が改正案ですけれども、少し間違いがありましたので、別添資料をつけております。

まず、資料3の現行の運営規程につきましては、令和3年6月25日に議決をいただき、7条1項の「会議の議事については、議事録を作成し、議事録は、会長及び会長が指名した委員2名が「署名する。」から、署名がなくなりましたので、「確認する。」と変更されております。

次に別添資料3-2をご覧ください。

運営規程について事務局の変更案を作成していますけれども、変更点について説明させていただきます。

まず、第4条を「委員の欠席」という項目から、「委員の出席」の部分を「委員の出席等」と修正していただけたらと思います。

そして、1項と2項を付け加えたいと考えております。

読ませていただきますと、1項に「会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システムを利用する方法によって、会議に出席することができる。」

2項にテレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令5条2項及び3項に規程する会議への出席に含めるものとする。」

とし、感染症などの流行時など、必要があるときにテレビ会議を行いうるものとして備えておきたいと考えております。

次は、8条における「答弁書」の文言につきまして「答申書」に変更した

いと考えております。

以上です。

会 長           ただ今の事務局説明について、何かご意見がございますか。

宮地委員       第4条ですが、元々の文章は、「委員は」で始まっていたのですが。

賃金室長       そうですね。

宮地委員       今回第4条1項には「委員は」というのがないんですね。  
これは、「委員は」が主語だと思うので、「会長が必要であると認めるときは」の前に「委員は、」というのがあったほうがわかりやすいと思います。

賃金室長       わかりました。

会 長           これは、形の上では、会長が決めるということになるのでしょうか。

局 長           そうですね。「会長が必要と認める場合」ですので、そうなります。

中橋委員       この、テレビ会議システムということですが、具体的に導入されていて、自宅や勤務先の委員と会場とを結ぶという話になってくるのでしょうか。

局 長           そうですね。  
例えば、このシステムを使って、一部の委員のみテレビで参加というような形になります。  
これは、あくまでも、もしものときのためです。今回のような状況で、集まることができないような状況になると開催できないと困りますので、もしものために作っておこうということです。これをすぐに運用しましょうという意味ではありません。

中橋委員       具体的に労働局では、どういうシステムを導入されているのでしょうか。

局 長           スカイプなど、何種類かございます。

片山委員       言葉の違いですけれども、テレビ会議システムというと、通常こういうテ

レビのシステムがあって、それをネットワーク間で導入してという体で、T e a m sとか、Z o o mを使うのはウェブ会議システムというのではないかと思います。

今回の場合は、ウェブ会議システムを意図されているのではないのでしょうか。

局 長           そうですね。  
                  ウェブ会議としても良いのかもしれません。

片山委員       以前はこういうテレビ会議システムをハードからネットワークを含めて何百万円という単位で導入するというのが一般的でしたが、今はウェブでやることが多いと思うので多分そちらのほうだと思います。

西森委員       私もよろしいですか。3点あります。  
                  1点目が、4条の1項の3行目の冒頭、頁（ページ）になっていますが、項（こう）かなと思います。  
                  あとは以下同じとしておいたほうが、今後改正して後ろにくっついたときに楽だなと思いますが、今回はここしか出てきていないので、次項でいいのかなと思います。  
                  それから、ウェブ会議システムとしたほうがいいのではないかというのは全く同感でございます。  
                  3点目ですが、非公開のケースも想定されているという前提になりますよね。  
                  そうすると各委員が、中橋委員ご指摘のとおり、どこで出席しているかわかりませんが、そのときには後ろに人がいないようにするというようなことは、それぞれ良識に任せるということで、特段規定は設けないということを考えていらっしゃるのでしょうか。

局 長           ウェブ会議だと全くわからないですね。  
                  そこは規程上書きにくいところではあります。

西森委員       良識としてわかっているのですが、非公開の会議に人を入れるということはないと思うのですが。

局 長           そうですね。  
                  そこは委員にお願いするしかないのかなと思います。

西森委員 わかりました。  
もし、そういうところまで規定されているものが今後あれば、またよければ。

会 長 この件についてはこのくらいでよろしいですね。  
一応、第4条については保留ということでもよろしいでしょうか。

局 長 修正した上でご了解いただければと思いますが。

西森委員 「委員は、会長が必要であると認めるときは」という書きぶりが、少し不正確かなという感じがしています。  
そこは、私としたり事務局に一任するというのではなく、もしかしたら検討が必要かなと思っていますが。

局 長 文言を修正させていただいて、また改めて次回に出させていただきます。

会 長 はい。わかりました。  
それでは、そのようにお願いします。

[その他]

会 長 それでは、次に、議事の(2)「その他」についてです。

[実地視察の件]

会 長 まず、「事業場実地視察」についてです。  
事業場実地視察については、皆様の意見をもとに、詳細を「運営小委員会」において協議を行うこととして、その結果を次回本審に報告を経て諮りたいと思いますが、皆様のご意見をお伺いしたいと思います。  
ご意見はございますでしょうか。

意見なし

会 長 実地視察については、「運営小委員会」において協議を行い、その後本審に報告するというようによろしいでしょうか。

異議なし

会 長 それでは、そのようにしたいと思います。



[ ホームページ公開 ]

会 長           次に、審議会の議事録等のホームページへの公開の件です。  
                  この件について、事務局から説明をお願いします。

賃金室長       これまでにご了承いただいている議事録と議事要旨のホームページ公開について整理しますと、「公開した会議の議事録は公労使代表委員の確認後にホームページに公開すること。」「議事録の作成に時間を要する場合及び非公開の会議は議事要旨をホームページ公開する。」ということまでご承認いただいていたのですが、前回の審議会において、議事要旨も委員の確認が必要という意見いただきましたので、「出席した委員にメール又は郵送で確認していただいた後に公開する。」という取扱いにしたいと考えております。

                  また、令和3年度の議事録と非公開の会議の議事要旨につきましては、すでに委員に確認していただいているところですので、できる限り早期にホームページ公開したいと考えております。

会 長           ただ今の事務局からの説明について、何かご質問等はございますか。  
                  議事要旨については、出席した委員にメールまたは郵送で確認することです。  
                  その確認の方法については、今はメールで確認していますが、そのようなやり方でやっていくということですね。

賃金室長       メールでお送りしてから、事務局から、確認できましたかという連絡を入れようと思っています。やり方としては、例えば、一週間経過して連絡がなかったときは確認できたものとする、とかというような方法もまた考えていきたいと思っています。

会 長           わかりました。  
                  それでは、今の事務局の説明のとおりに進めてもらうということによろしいですね。

西森委員       最後に言及していただいた点ですけれども、手厚くしていただくのは本当にありがたいのですが、逆に簡素にしていけないと、事務量が膨大になっていく一方なので、私は、さっきのメールで送っていただいて、議事要旨は内容はそれほど多くないと思いますので、一週間で返事がなかったらOKだねという扱いでいいのではないかと個人的には思っています。  
                  またご検討ください。

賃金室長           ありがとうございます。

会 長               それでは、そのようにお願いします。

[ J A L 闘争支援・最賃全国キャラバン四国実行委員会からの要請 ]

会 長               次に、要請についてです。

資料5をご覧ください。

これは、令和4年5月19日付けで高知労働局長あてに提出された「JAL 解雇撤回と全国一律最低賃金1500円の実現を求める要請書」からの「JAL 解雇撤回と全国一律最低賃金1500円の実現を求める要請書」についてです。

賃金室長           それでは事務局から説明をさせていただきます。

「JAL 闘争支援・最賃全国キャラバン四国実行委員会」から、「JAL 解雇撤回と全国一律最低賃金1500円の実現を求める要請書」が提出されて、最低賃金に関して、資料5の2のところからですけれども、

- 2 最低賃金を1500円に引き上げ、生活保護基準以上とすること。
- 3 最低賃金の地域ランク制を廃止し全国一律とすること。また、生涯2000万円にも達する地域格差拡大をストップさせるとともに、東京一極集中の弊害を是正すること。
- 4 最低賃金の引き上げに伴う中小企業の経営圧迫には税負担、社会保険料の減免など政府支援を手厚く行うこと。
- 5 中央、地方の最低賃金審議会の開催日の周知徹底と公開原則を審議会だけでなく、専門部会にまで拡充すること。
- 6 最賃審議委員は全ナショナルセンターから最低1人は選出できる仕組みにすること。
- 7 本年3月に行う予定であった最低賃金制度の見直しを関係者に何の周知もなく来年に延期し、関係者や国民の期待を大きく裏切ったことについて謝罪すること。

以上のとおり要請がありましたので、報告します。

なお、このような要請があったことにつきましては、本省、高知労働局長、高知地方最低賃金審議会にお伝えする旨回答しております。

会 長               この要請について、ご意見・ご質問・ご要望などがありましたら、事務局までお願いします。

事務局のただ今の説明で、何かご意見はございますでしょうか。

意見なし

[ 中小企業への支援事業 ]

会 長 特段ないようでしたら次に、別冊資料の説明に移ります。  
最低賃金の引き上げに向けた中小企業への支援事業の実施状況についてです。  
事務局から説明をお願いします。

賃金室長 別冊資料1をご覧ください。  
「最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援事業の実施状況」の令和3年度の数値が確定しましたので、説明させていただきます。  
「1」は働き方改革推進支援センター等への最低賃金に関する相談件数です。  
令和3年度においては、421件の相談がございました。  
平成30年度以降、相談件数が増加傾向にあり、働き方改革全般の相談受付の窓口として周知されつつあるということだと思われます。  
「2」は業務改善助成金の申請件数と交付件数です。  
令和3年度の申請件数が18件、交付件数は17件となっております。  
交付金額は9,705,000円となっております。  
簡単に制度の説明をさせていただくと、これは設備投資などで業務を改善して、賃金を30円から90円引き上げてもらうと30万円から600万円の助成が受けられるというもので、助成率は75%から90%となっております。  
使用者の方々にとりましても、労働者にとりましても、また高知の経済にとりましても好ましいものですので、何としても交付件数と助成額の引き上げを図っていきたいと考えているところです。  
既に、監督署に対しましては対象となる事業場などに制度内容の周知するほか、あらゆる機会をとらえて周知するよう指示しておりまして、今後は監督署長から商工会議所または商工会の担当者に対して、制度内容の説明を行わせていただきたいと考えております。  
以上です。

会 長 ただ今の事務局からの説明について、何かご質問等はございますか。

意見なし

[ 閉会 ]

会 長            それでは、特になければ、これで本日予定された議事次第の審議はすべて  
終了しました。  
                  第53期第8回高知県地方最低賃金審議会を閉会とさせていただきます。  
                  ありがとうございました。

[閉会] 午前10時10分